## 〇再委託について

区分における②を言う。

再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、見積書(参考見積り)及び本見 積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。 また、再委託を行う際には、予め委託者の承諾を得る必要がある(契約締結後、別添定 型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する)。承諾を要する再委託の範囲は、次の

- ①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)については、再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、委託者の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)については、 再委託に際し、委託者の承諾を要さない。